

四国地方整備局告示第五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年六月二十四日

四国地方整備局長 横田 耕治

第1 起業者の名称 香川県

第2 事業の種類 県道高松牟礼線改築工事（香川県木田郡庵治町字鞍谷地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 香川県木田郡庵治町字鞍谷地内
- 2 使用の部分 香川県木田郡庵治町字鞍谷地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県木田郡庵治町字鞍谷地内の延長279mの区間（以下「本件区間」という。）における「県道高松牟礼線改築工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道高松牟礼線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により香川県知事が県道に認定した路線であり、香川県は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、起業者である香川県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、香川県高松市高松町の一般国道11号との接続点から、海岸沿いに庵治半島を一周して、同県木田郡牟礼町の一般国道11号との接続点に至る延長約20kmの幹線道路である。庵治半島の沿岸部を周回する唯一の幹線道路であり、本路線周辺の地域と県都高松市を連絡していることから、沿線住民の通勤・通学などの日常生活を支えるとともに、地域の主要産業である石材や水産物関連の経済活動にとっても必要不可欠な路線であり、また災害時には半島住民のライフラインとなる重要な路線である。

しかしながら、このうち本件区間に係る現道（以下「現道」という。）は、幅員が最小車道幅員2.8mと狭小で交互交通を余儀なくされており、また曲線半径11mのヘアピンカーブが1箇所存在することから、安全で円滑な交通が阻害されており、幹線道路としての機能を十分発揮できない状況となっている。

本件事業の完成により、線形が改良された2車線道路が整備されることから、安全で円滑な交通が確保され、幹線道路としての機能が向上するとともに、地域住民の日常生活、生産活動の発展に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため、環境影響評価は実施されていないが、民家等の少ない山間部において施行されることから、地域社会の生活環境に与える影響は極めて小さいものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、安全で円滑な交通を確保することを主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第4級の規格に基づき、2車線の道路を現道拡幅及びバイパス方式で整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、現道拡幅一部バイパス案（申請案）のほか、バイパス一部現道拡幅案について検討が行われている。

申請案と他の案を比較すると、申請案は、橋梁建設の必要がないことから、施工性に優れること、日照被害が生じないなど周辺の土地利用に与える影響が少ないこと、事業費が廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように、安全かつ円滑な交通が著しく阻害されている状況であることから、できるだけ早期にそのような状況の解消を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

田郡庵治町役場